

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第23号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成25年10月6日（日） 10時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市所在の博奕岬灯台北東方沖 博奕岬灯台から真方位036° 3.7海里付近 （概位 北緯35° 35.9′ 東経135° 23.1′）
事故等調査の経過	平成26年2月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート T-MONKEY、5トン未満（長さ6.88m）
船舶番号、船舶所有者等	260-29369京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、遊漁のため、平成25年10月6日06時00分ごろ舞鶴市舞鶴漁港の係留場所を出発し、舞鶴市冠島付近で釣りを行った後、帰途につき、博奕岬灯台北東方沖を係留場所に向けて南西進中、10時30分ごろ、突然、船外機が停止した。 船長は、燃料がなくなったことに気づき、118番通報して救援を要請し、本船は、来援した巡視船にえい航されて13時00分ごろ係留場所に到着した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m
その他の事項	本船は、船外機として出力103kWの電気点火式ガソリン機関を備え、船体付きの燃料タンクを装備し、操縦席前には、燃料タンクの残量を示す燃料計及び潤滑油圧力計等の計器類が配置されていた。 本船には予備の燃料タンクはなかった。 本船は、同乗者の1人が所有者から借りたものであり、同乗者は小型船舶操縦免許証を所持していなかった。 船長は、本インシデント以前に3回ほど本船の操縦を行っていたが、燃料タンクの容量及び燃費（燃料単位体積当たりの航走可能距離）を把握していなかった。 船長は、出発の際、燃料タンクの残油量を確認せず、同乗者と相談し、約40ℓの燃料を補給した。 船長は、船外機が停止した際、停止時の状況から、燃料がなくなっ

	<p>たことにすぐ気付いた。</p> <p>船長及び同乗者は、仕事仲間であり、ジギングによる釣りを行っていたので、遊漁中に船外機を止めることがなかった。</p> <p>船長は、本インシデント後、燃料計の横の計器を燃料計と見間違えたか、又は燃料計が故障していたかもしれないと思った。</p> <p>本船の燃費は、本インシデント後に計測したところ、1ℓ当たり約2kmであり、船長が予想した値より低かった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、博奕岬灯台北東方沖を南西進中、燃料タンクの燃料がなくなったことから、燃料の供給が途絶えて船外機が運転できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、博奕岬灯台北東方沖を南西進中、燃料タンクの燃料がなくなったため、燃料の供給が途絶えて船外機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常日頃より、航走距離と燃料消費量から燃費を算出し、把握しておくこと。</li> <li>・ 出航に際しては、航走計画に基づき、気象海象等不測の事態を考慮して余裕のある燃料を保有することとし、燃料タンクの残油量を確認して足りない分は補給すること。</li> </ul>